明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電源立地地域対策交付金交付規則の全部を改正する規則（文部科学・経済産業一）　一

告　示

○文部科学省経済産業省告示第一号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

平成二十三年四月十三日

文部科学大臣　髙木　義明
経済産業大臣　海江田万里

電源立地地域対策交付金交付規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「特会法施行令」という。）第五十一条第一項第一号、第十五号及び第十六号に規定する交付金（同項第十五号に規定する交付金については、リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年科学技術庁告示第十号）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）、原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）、核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）及び高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第百三十四号）により交付される交付金を除く。以下「交付金」という。）の交付については、発電用施設周辺地域整備法（以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　発電用施設等　原子力発電供用施設並びに電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「電事法」という。）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下「一般電気事業者」という。）、同項第四号に規定する卸電気事業者（以下「卸電気事業者」という。）、同項第八号に規定する特定規模電気事業者（以下「特定規模電気事業者」という。）及び同項第十二号に規定する卸供給事業者をいう。以下同じ。）が設置する地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設

二　原子力発電密接関連施設　整備法施行令第三条各号に掲げる施設

三　原子力発電供用施設　原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設

四　換算出力　原子力発電密接関連施設の出力に相当するものであって、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の出力の欄に掲げる数

五　事業所　一又は二以上の原子力発電供用施設の設置の用に供される一の団地

六　大規模電源地域地点　同一都道府県内における既存の原子力発電供用施設の出力（換算出力を含む。以下この号において同じ。）の合計が一千万キロワットを超える都道府県内において、出力が三百万キロワットを超える原子力発電供用施設を新設し、又は増設する計画がある地点

七　重要電源開発地点　重要電源開発地点の指定に関する規程（平成十七年経済産業省告示第三十一号）により指定される地点

八　重要電源促進地点　「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、電源開発の円滑な推進を図るために、資源エネルギー庁長官が指定する地点